

芦屋市廃棄物減量等推進審議会(5月23日)からの意見等

(写)

芦市施第74号

令和5年5月11日

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

会長 井上尚之様

芦屋市長 高島峻輔

プラスチック分別収集の実施について(諮問)

芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第2条の規定により、プラスチック分別収集の実施に関することについて、貴審議会の意見を求めます。

(本市におけるプラスチックごみの処理については、生活系ごみの分別区分において「燃やすごみ」に含めて収集し、焼却処理を実施しています。

しかしながら、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まるなか、本市においても、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設の整備計画策定について検討を進めていることに併せ、プラスチック分別収集の実施に関し調査検討を行い、貴審議会に説明し意見等を頂いてきたところです。)

以上

(写)

令和5年5月26日

芦屋市長
高島峻輔様

芦屋市廃棄物減量等推進審議会
会長 井上尚之

プラスチック分別収集の実施について（答申）

令和5年5月11日付け芦市施第74号で諮問のありました標記のことについて、慎重に審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

記

プラスチック資源循環に係る法制度（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」）の趣旨を初めとして、プラスチック分別収集に伴う“ごみ排出量削減等の効果”“処理施設の配置・建設”“発電設備の稼働”等が見込めることから、プラスチック分別収集に係る取組みは積極的に進める必要があると認識します。

なお、実施に向けては、他自治体や企業等における先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究を進め、関係所管部署との協議・調整等を十分に図り、芦屋市として効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理に係る方法を総合的に検討すること。

加えて、プラスチック製品のリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）促進へ向けた周知啓発に関する取組みを進めること。

以上